

別 紙

コンソーシアム協定書（案）作成における留意点

- ※ 本事業の申請にあたってコンソーシアムを組成する場合には、資金分配団体に申請する団体を当該コンソーシアムの幹事団体とし、当該コンソーシアムを構成する団体（構成団体）との間でコンソーシアム協定書（案）を作成していただきます。
- なお、コンソーシアム協定書（案）は、内定通知を受領したら資金提供契約締結時に必要な書類と一緒に資金分配団体に提出いただくことになります。最終的には、資金提供契約締結後にコンソーシアム協定書のコピーを資金分配団体に提出いただき、採択された事業をコンソーシアム協定書に基づき実施することをお約束いただくことになります。

- 第 5 条 代表者及び権限

本コンソーシアムの幹事団体である実行団体を本コンソーシアムの代表者（甲）と想定しています。

- 第 6 条 本構成団体の業務分担

第5項における、コンソーシアム構成団体による「本業務実施状況報告書」の提出日については、幹事団体が本事業の内容並びにその進捗状況の報告を資金分配団体に行う時期（資金提供契約書 3 条を参照）を踏まえて、提出日を定めてください。

- 第 7 条 運営委員会

第4項のとおり、運営委員会の招集手続、決議事項及び報告事項、決議の方法、議事録の作成その他の運営委員会の運営に必要な事項は、以下の点に留意して、運営規則（別紙3）に定めてください。

- 1). 運営委員の選出に関し、雛形では各本構成団体が選出できる運営委員の数には差をつけておりません。
- 2). 決議要件については、個々のコンソーシアム毎に具体的にご検討頂き、運営規則（別紙3）に、決議要件を記載してください。例えば、下記の様な決議の方法があります。特に(ii)、(iii) については、休眠預金等の適正な使用という観点から、幹事団体が運営委員会の決議を管理できるような仕組みとなっています。

例.

- (i) 決議事項に関わらず、運営委員の過半数をもって決議の成立とし、可否同数の場合は、委員長に一任する。
- (ii) 特定の決議事項については、幹事団体から選出された運営委員の賛成票が含まれていないと決議が成立しないとする。
- (iii) 特定の決議事項については、各本構成団体から選出できる運営委員の数に差を設け、幹事団体から選出される運営委員が運営委員会に占める割合を増やし、かつ、決議要件を

加重することにより、事実上、幹事団体から選出される運営委員の賛成がなければ（特定の決議事項について）決議が成立しないような仕組みとする。

第 8 条 ガバナンス・コンプライアンス体制の整備等

第2項(2)号における、内部通報制度の利用者の保護の為の事項について、本コンソーシアム運営規則の中に条項として入れるか、より内部通報制度の利用者の十分な保護のためには、別途独立した規程を設けることを推奨します。

第4項における、前項に定める開示を行う場合の具体的な手続その他前項に定める開示を行うために必要な事項については、本コンソーシアム運営規則の中に条項を設けて頂くか、別途独立した規程を設けてください。

- 第 10 条 本構成団体の責任

第3項の規定にかかわらず、幹事団体以外の本コンソーシアム構成団体が、その担当する業務について第三者に対して不法行為を行った場合、当該第三者から幹事団体に対しても、当該不法行為を共同して行ったとして損害賠償の請求（民法 719 条）がなされる可能性があります。その場合、本項の規定は、当該第三者に対する損害賠償債務に関する本構成団体間における責任の分担を規定する意義があるに過ぎず、幹事団体は、損害賠償の請求を行った当該第三者に対して、本項の規定にかかわらず、損害賠償債務全額について賠償の義務を負うことになりますのでご留意ください。

- 第 12 条 脱退等

第3項において、不相当団体（本コンソーシアムの構成団体であることが相当でなくなったと認められる本構成団体）を本コンソーシアムから脱退させるための運営委員会の決議を行おうとした場合に、他の運営委員の反対により、かかる決議が否定されるような状況を回避するためには、例えば、下記の様な決議の方法があります。

- (i) 幹事団体選出の運営委員全てが賛成することにより脱退させることができる。
- (ii) 議案の発議は幹事団体に限定し、運営委員の 2/3 が賛成することにより脱退させることができる。

特に、上記(ii)の様に、議案の発議ができる本構成団体を幹事団体に限定することで、運営委員会の決議により幹事団体が一方的に脱退させられる状況を避けることができます。

なお、どのような場合に不相当本構成団体に該当するかについて、運営規則において具体的に定めることも可能です。

- 第 14 条 秘密保持

本雛形では一般的な秘密保持条項を規定しておりますが、個々のコンソーシアム毎に、開示される情報の量や重要性、情報開示の必要性等によりどのような内容とするのが望ましいかについては、必要に応じて適宜修正・追加をしてください。

- 第 18 条 解散等

例えば、第1項(3)号における本コンソーシアムの解散決議については、上記第7条運営委員会で例示した様に、休眠預金等の適正な使用という観点から、幹事団体が運営委員会の決議を管理できるような方法も検討の上、運営規則を定めてください。

なお、本コンソーシアムの解散事由は、本雛形で示した(1)-(3)号に限らず、必要に応じて追加してください。